

観応擾乱期の渡辺文書

小林 定 市

草戸千軒の発掘の進展に伴い、長和庄地頭渡辺氏の研究が進められて

いるが、以外と史料の究明が進んでいない。備後地方の多数の系図、特に渡辺氏に関する多くの系図を筆写したのは浜本鶴賓で、昭和十一年八月の『備後史談』の「明王院と草戸中洲の変遷」に「渡辺氏系図は自分の蒐集数種の中、正確と見做さるるものが二本ある。外に『渡辺先祖覚書』と題する美濃紙三十葉の写本があり、享禄三年（一五三〇）のもので信憑するに足る」と書き記している。鶴賓が書写した原本は戦災で焼けたのか現在には不明であるが、書写された系図は福山城古文書館に所蔵されていて、阿部家関係が三冊に、『芸備諸家系図算録』八冊と別冊として、『渡辺系図算輯』一冊がある。

『渡辺系図算輯』の目次は、

1. 常国寺開基大檀那渡辺越中守
信濃守高・兼、家は名前のみで、越中守兼より書き進められている。
2. 野々浜、渡辺吉兵衛系図。
3. 嵯峨源氏渡辺系図。
福山府中町有田浄胎房が、備中ノ親類ヨリ持帰ル。享保二年に書写さ

れたもの。

4. 渡辺先祖覚書。

本会の会長、田口義之氏によって、詳細な解説文が『山城志』8号に掲載済。

5. 渡辺氏系図、野々浜。

信濃守家・越中守兼・信濃守高・信濃守兼の順に書かれているので内容の年代が前後している。昭和九年世良戸城氏より借り写す。

6. 嵯峨源氏渡辺系図。

津之郷村加屋柳井家所蔵、内容は簡明で信濃守三代の没年と年令が記されている。

以上

『嵯峨源氏渡辺系図』と『渡辺氏系図、野々浜』に観応擾乱期の書状五通が、記されていてその中の二通は、『沼隈郡誌』に収録済のもので残の三通は、未だ公表されていない武家文書である。

古文書学では、史料を鑑別し、史料の真偽を区別することが大切なこととされているが、五通の文書に就いて、文書の差出者と受取者（人名

渡辺氏関連年表

西 暦	年号 年 月	備 考
1333	元弘3年 7月	(推定)元弘の恩賞として渡川氏、山南郷・山田村領有。
1349	貞和5年 4月	足利直冬、長門探題として鞆に下降。
〃	9月	杉原又四郎、鞆の足利直冬を攻撃、直冬九州へ逃れる。
1350	観応1年 6月	足利直冬・三隅兼連追討のため、高師泰(越後守)京都を出発する。
〃	6月	足利尊氏、小早川氏と長井貞頼に出陣を命ずる。
〃	7月	直冬方の桃井左京亮、吉川経兼を誅伐の軍に招く。
1351	貞和7年 2月	渡辺四郎兵衛究軍忠状
1351	観応2年 2月	播磨龍野の合戦で尊氏軍大敗、後尊氏、直義と和睦。
〃	2月	高師直・高師泰武庫川の辺で殺される。
〃	3月	足利尊氏、足利直冬を九州探題とする。
〃	3月	足利直冬御教書、渡辺刑部左衛門殿。
〃	4月	渡辺刑部左衛門、吉田庄坂城において討死。
1352	観応3年 2月	足利尊氏、鎌倉で足利直義を殺す。
〃	4月	安芸国武田軍、直冬方の毛利方へ攻撃開始。
〃	6月	渡川直頼、備後国山南郷・山田村を金丸(義行)に譲渡。
〃	文和1年 10月	山南光昭寺開基、明光上人本願寺に参詣。
〃	観応3年 11月	足利直冬、南朝方に帰順。
〃	12月	渡辺四郎左衛門尉究軍忠状。
1353	正平8年 7月	足利直冬御教書、渡辺四郎左衛門尉殿。
〃	11月	今川頼貞感状、渡辺四郎左衛門尉殿。

の混同と花押の判読誤)に疑問があり、文書の事実を示す本文(事実書)と事実の発生した日時は、合戦に参加した人だけが書き得る内容で、正史料であるか、偽物何れとも決め難いが、史料性の高いものと推定する。最初に書状を書き、次に参考文献で史料の裏付をとり、終に解説を書く。

1. 渡辺究軍忠状

渡辺四郎兵衛究申軍忠事 (沼隈郡誌収録)

右、自最前、馳参御方、今年正月六日、武蔵五郎追落畢、立帰□成陣取候処、同十八日、越後守・武蔵五郎追落、両度合戦致忠節畢、是等次第三原清五郎見知上者、賜御證判、弥可抽軍忠、言上如件、

貞和七年二月一日

(今川直貞判カ)
今川刑部大輔直貞言上

参

深堀記録證文 大日本史料

今河五郎直貞、所差遣也、属彼手急速可致忠節之状如件、

貞和六年九月十六日(直冬) 花押

深堀弥五郎(政綱)殿

参

観応二年日次記 正月八日

備後国武蔵五郎(高師直子息師夏) 備前二尾張左衛門佐(石橋和義)
備中二ハ南遠江(備中守護高宗継) 於国々被致警固云々、

石見国長野庄得屋郷惣領地頭 益田文書

参 岩田胤時軍忠状 大日本史料(部分)

貞和六年十一月三日、馳向三隅城、同八日夜押寄越後守師泰陣、

貞和六年十二月廿六日、師泰没落之間、追越江河并河上城令退治、

観應二年正月

足利尊氏は南朝方と対立していると同時に、自分の腹臣(高師泰・師直)と弟直義のいさかいから、直義と養子直冬(実は尊氏の実子)を敵に回しての骨肉の争いとなる。

足利直冬は貞和五年四月より長門探題となつて麁に居たが、同年九月に師直勢力に追われて肥後に逃れる。しかし、九州で直冬は勢力を拡大し、貞和五年十一月には長門守護厚東武村が直冬に應じ、翌年の五月には安芸の国では吉川経盛が、さらに石見の諸族が直冬党として挙兵する。三隅兼連らは石見国一円を支配下に入れる程優勢となり、周防の大内弘幸も直冬に應じた。こうした動きに対して幕府も直冬方勢力を放置できなくなり、幕府の侍大将である高師泰の派遣となる。師泰は直冬追討の院宣を奉じて、観応元年六月二十一日に京都を出発する。同日尊氏は小早川氏と長井貞頼(長和庄北地頭・福山市草戸町)に師泰の支援を命じる。この時師泰は、中国地方の成敗権と石見・長門・備後守護(尊経閣文庫文書、五、室町將軍家御教書案)として下向する。西進する師泰軍に対して直冬は桃井左京亮を派遣する。左京亮は翌七月十七日には吉川経兼に軍勢催促をしている。備後に配置された、武蔵五郎は、直冬勢に対す

る防衛を目的とした師泰の後方の備えとみられている。

師泰は七月下旬より石見国の三十二ヶ城を抜き、三隅兼連の三隅城を囲んだが、戦況は進展せず、同年末直冬軍の反撃に遭つて敗退し、観應二年二月に播磨国の足利尊氏の許に帰陣した。

『沼隈郡誌』の軍忠状の年号は、貞和二年となっているが、原本は何れも貞和七年で、北朝の貞和年号は貞和六年二月二十七日から、観應年号に改められるが、直冬は其後も貞和年号を続けてもち、高師直一族が亡び、尊氏と直義の和平が成ると、直冬も宥されて、観応二年六月十日より貞和七年の年号をやめて観応を用いた。『沼隈郡誌』の筆者は、直冬年号が存在したことを知らず、七年を二年に書き替えたのであろう。次に今川刑部大輔直言上と書かれているのも疑問で、直冬の部将で今川を名乗った人は、今河五郎直貞と今河刑部大輔頼貞で、また同名の人物として今川頼基の子息で、丹後・但馬・因幡守護を勤めた今川掃部助駿河守頼貞がいるが、三名の間柄の関係は不明である。

軍忠状は、戦いに従い軍忠をたてた武士が、その旨を書き記し、所属の大将に差出す文書で、日付の奥に證判を加えて相手に返却する。證判は「承了」(今河直貞)判、となっていたのであろう。『田村文書』によると、今河直貞は貞和六年七月二十三日に、筑前国宮崎八幡宮に祈禱させている。

2. 足利(直冬)御教書(沼隈郡誌収録)

今度、於中国所々致軍忠因、桃井左京亮令註進之殊以神妙也、弥可抽

戦功之状如件、

観應二年三月二十七日

直冬^カ
直義判 (広島県史、譜録)
足利尊氏、御判)

渡辺刑部左衛門殿

参

桃井左京亮軍勢催促状

吉川家文書

為師直師泰以下與党輩誅伐、奉中国大將軍、(足利直冬)所令下著于石州三隅郷也、且此間忠節之次第、殊以神妙候 早馳参、可被致軍忠之状如件、

貞和六年七月十七日

(桃井)
左京亮(花押)

吉河二郎三郎(経兼)殿

参

吉河経盛申状

吉川家文書

右、於経盛、去自五月、参御方揚御旗致軍忠之處、於安藝国寺原、當国守護武田兵庫助、去六月八日、寄来之間、致散々合戦之處、家子若党数輩被疵畢、随而桃井左京亮注進、三角入道市村掃部助注進一見状等明白也、如此数通公感状、并軍忠支證状分明上者、急速被経御沙汰、預御下知、成安堵思、弥為抽軍忠、仍遵中言上如件、

貞和六年十一月 日

(足利直冬、安堵裏書)

任此状可令領掌、若構不実者、可處罪科之状如件、

貞和六年十一月廿日(足利直冬) (花押)

この文書は、日下に直義判と記しているが、参考文献の通り、桃井左京亮は足利直冬の部将なので、発給者を直冬と推定する。

後出の正平八年七月の御教書も、直義判となっているが、直義はこの前年即ち正平七年二月には鎌倉で殺されているので、直義判は存在せず、直冬の花押の見誤りかまたは伝写の誤りであろう。

3. 渡辺究軍忠状

渡辺四郎左衛門尉究^{脱カ}軍忠之事

右、安藝国御退治御進発之間、自最前御方所々御合戦之時致忠節畢、去自四月二十三日御籠、毛利備中守師親所領吉田之庄内坂之間御伴仕候、日夜散固之所、同月六月八日、武田兵庫助氏信以下凶徒等寄来、当城之間於同新城日々合戦仕畢、十一月八日夜、於氏信向陣夜討之時、散々致合戦追落数輩凶徒等畢、同十七日至井原河原、両方出合戦之時、捨無二身命ヲ抽忠節者也、即追落彼陣追籠佐東致尾城畢、其外秋山五郎城以下天野一族等押寄要害悉令退治候、如此次第毎度御見知之上者、早下賜御判為備末代龜鏡、恐々言上如件、

観應三年十二月 日

刑部太輔(判)
今川刑部大夫カ

参

吉川経兼軍忠状

吉川家文書

吉川次郎三郎経兼申軍忠事

右、可致藝州坂城後攻之由、預御催役之間、今月一日、馳参寺原御陣、

即大將御共仕、同八日夜、押寄坂向陣、追落武田兵庫助氏信、要害以下廿余ヶ所悉焼払訖、同十三日、氏信取三田馳山陣之間、同十七日、押寄彼敵陣、經兼致自身太刀打、追払御敵等處、被疵在所頭如此戰功之次第、大將及御見知者也、然者早賜御判為備後證、恐々言上如件

觀応三年十一月 日

(證判)

(今川頼貞)

「承了」

(花押)

参

吉川実経軍忠状

吉川家文書

安藝国大朝本庄壹分地頭吉河又次郎実経申軍忠事

一 去年四月廿二日、毛利少輔太郎元春構内部城之間、御発行之時、御共仕、連々致軍忠、同五月廿八日夜、責落彼城畢、

一 同六月八日、元春楯籠吉田城之間、御発向之時、御共仕之處、彼元春令降参、即被破却城櫓畢、

一 同十五日、毛利備中守親衡楯籠坂城之間、御発向之時、御共仕、連々致合戦畢、

一 石州凶徒山形打越之間、武田六郎殿御発向之時、御共仕、同十月十九日、於寺原城懸先、自城下陳お追落畢、

一同廿日、武田六郎殿御返之時、則御共仕、迄于十一月八日六ヶ月之間、彼城取巻、日々致合戦之處、十一月八日、終夜武田甲斐守相共致合戦畢、而石州備州凶徒等率数百騎、為親衡合力、致後巻之間、同十七日、井原河原合戦之時、御方数輩討死之刻、実経散々致合戦

畢、此等次第、大將軍御見知上者、為給御證判、粗言上如件、

文和二年三月廿二日

藤原実経上

(證判)

(武田氏信)

「承了」

(花押)

安芸吉田とは、高田郡吉田庄のこと、本家は京都祇園社領家は花山院家で地頭職は毛利氏が有していた。

久安五年、近衛天皇の勅願により祇園社一切経会が始められた時から、吉田庄は料所になり、年貢米三百石が寄進される。観應元年、毛利親衡が吉田庄で戦ったため、祇園社一切経会が納められず、領家方会料だけでかろうじて挙行された。同三年に、再び親衡が吉田庄で戦ったために花山院雑掌は吉田庄に入れず、地頭方と領家方の会料が納められず、一切経会は中止となった。以後花山院は領家方を支配することができず、その実権は毛利氏に移る。

観應二年のころ、直冬方の毛利氏は吉田庄の周辺地にある吉田庄領家分や厳島神社領等の所領拡大を計っている。『嵯峨源氏渡辺系図』によれば、足利直冬に御教書を賜った渡辺刑部左衛門は、一ヶ月後の観應二年四月二十二日に、「吉田庄内坂城於いて討死」と記され戦死している。

反尊氏派の毛利氏の所領拡大の動きは、幕府の地方官である守護には黙認できないことで、治安維持と反幕勢力追討のため観應三年四月、安芸守護武田信武の子息氏信の率いる熊谷直氏・内藤教泰・阿曾沼光郷・吉川実経の軍勢が攻撃を開始する。毛利師親の内部城は二十二日より攻

撃が始まり、五月二十八日に落城、師親は逃れて吉田城（郡山城・高田郡吉田町）に楯籠り、たが六月八日に降参する、次いで親衡の楯籠る坂城（日下津城・高田郡向原町）を包囲攻撃するが、六ヶ月たっても攻落せなかった。十一月には直冬方の石見・備後の軍勢が坂城後攻めに来援、大將今川刑部太輔頼貞軍と毛利軍は十一月八日武田軍の陣地に夜襲をかけ、武田軍を追いつき、要害二十余ヶ所を焼払う。続いて追討をかけた直冬軍は同十七日の、井原河原（広島市安北区白木町井原）の合戦で勝利し、武田軍を敗走させている。

南北朝時代の幕府方守護の職務の一つに、軍忠注申があった。足利直冬方の守護と同格と推定される人物に、今河五郎直貞・桃井左京亮の後に発場するのが、今川刑部太輔頼貞で、渡辺究軍忠状には今川刑部太輔の證判があったものと推定する。

吉川氏は駿河国吉川を本貫地とした藤原氏で、居住地名をもって姓とした。承久の乱後安芸国大朝本庄の地頭職を与えられ、鎌倉末期に移住する。吉川経光の長男経高は安芸吉川氏の祖となり、経高の孫実経は武田氏に従い毛利攻めに活躍する。

経光の三男経茂は三隅氏（三隅庄を本拠とする）から分家した永安兼祐の孫娘である尼良海と結婚、妻が祖父母より所領を譲られたことにより、石見吉川氏となる。経茂の三男経兼は今川頼貞の命を受け、十一月の寺原の陣、坂城の合戦、三田馳山の攻撃に加はり武田軍を追払っている。

4. 足利（直冬）御教書

安藝国凶徒退治之事、處差遣今川刑部太輔直貞也、速令発向、可致軍忠之条如件

正平八年七月三日

直冬カ
判直義

渡辺四郎左衛門尉殿

参 足利直冬御教書

吉川家文書

石見国西方凶徒対治事、守護人下向之間、當方地頭御家人等相互令談合、運謀策可棒連署注進状如件

正平九年八月十三日

（直冬）（花押）

吉河次郎三郎殿

尊氏と直義の対立が激しくなり、直義は京都をのがれて北国から鎌倉に入る。

一方、尊氏は鎌倉の直義を討つ方策として観応二年十一月に南朝にくんだり、直義追討の論旨を得て東国に向かう。関東の諸將は尊氏派として旗色を鮮明にし直義軍を圧迫する。やむなく直義は降伏すると、尊氏は鎌倉に入り直義を延福寺に幽閉する。幽閉された直義が毒殺されたのは観応三年、南朝年号では正平七年二月二十六日である。

直義の死により打撃を受けた直冬は、九州における勢力をひきあげて長門国に転進し、正平七年十一月十二日、石塔頼房を介して南朝にくだる。北朝年号について観応三年九月二十七日、文和と改元され、また南

朝に帰順した後も、直冬は観応年号を使用している。

正平七年に、足利直義は死していることから判直義と書かれているのは誤まりで、直冬の書状と推定する。

5. 今川頼貞感状

自最前、為御方被致忠節之条、尤神妙也、以其旨可申注進之状、執達如件、

正平八年十月十一日

今川刑部太輔判

渡辺四郎左衛門尉殿

参
今川頼貞感状

吉川家文書

(端裏書)「今川殿」

當国坂城後攻合戦以後、度々被致忠節之条、尤神妙也、以此旨可申注進之状、執達如件、

観応三年十二月六日

(今川頼貞)
(経兼)
刑部太輔 (花押)

吉河次郎三郎殿

二通の感状に共通することは、文章内容が似通っていること、今川頼貞が吉川経兼に与えた感状は、前記、吉川経兼軍忠状観応三年十一月、を経兼が提出したことで、頼貞が発給した文書で、渡辺四郎左衛門も経兼と同様に、軍忠状を正平八年六月の頃今川頼貞に提出していたものと推定する。

渡辺氏の系図について、『尊卑分脉』の嵯峨源氏と『読史総覧』の肥前松浦氏と「嵯峨源氏渡辺系図」の三系図が略一致していたこと、次に滝口とは、宮中の警衛に当たった武士（清涼殿の東北方に滝口の陣があった）が滝口を詰所としたことに由来する。

越前福井より長和庄に來住した渡辺信濃守高より以降は、各系図ともに人物と年代は一致しているが、信濃守高の親とされる直と忠・究・持の四名を観応時代の人物とすることに疑問が残る。

平安時代より肥前国松浦地方では、居住地をもって姓とし、名前に一字名を用いる松浦一族が繁栄していた。

足利氏が政権を獲得すると、松浦一族は、足利氏と同じ源氏の一族であるとして、「御一族」「嵯峨源氏」を積極的に主張するようになる。

鎌倉時代の松浦氏と備後渡辺氏の系図の上での真偽は別として、渡辺氏が直冬方の参陣の招きにに応じて、九州関係の今河直貞次いで桃井左京亮と今川頼貞に属したことは、九州から石見・安芸へと転戦したのであろうか。

安芸国の渡辺氏に就いて、『萩藩諸家系図』には「渡辺氏は嵯峨源氏にして摂津国西成郡渡辺より起る。建武三年毛利時親が安芸国吉田庄に下向の時属従し、代々毛利家の譜代として重きをなした。大永三年元就の本家相統を要請した十五人連署の一人に渡辺長門守勝の名がある。」と安芸では譜代の家臣としている。備後の渡辺氏は、毛利氏の参陣の招きに応じ毛利勢に与力した軍勢のようで、渡辺氏の諸系図からは安芸の渡辺氏との関係は何も記されず不明である。

江戸時代の中期頃に書かれたと推定される『備後古城記』には、沼隈郡山田村に渡辺氏と観応年号が見られるが、信頼のおける史料ではなく、渋川古文書によると、元享四年（一三二四）の渋川丹波守貞頼の譲状では、備後国に渋川領の存在を確認できないのに、観応三年六月の渋川直貞の譲状には、沼隈郡と推定できる山南郷と山田村を嫡子金王九に譲渡している。

鎌倉時代の備後の守護、長井氏に現存文書が無いので確かなことは不明であるが、山南郷が長井氏と関係があったことは確かで、鎌倉幕府の崩壊により、北条氏と共に長井氏も没落したことによって、山南郷は長井氏より離れたものと推定する。その後、元弘の乱の恩賞として、元弘三年七月（岩松経家と小早川茂平は同年七月十九日に恩賞があった。また足利尊氏・直義と岩松氏の地頭職は北条一族からの没収地で、尊氏の分には政治的軍事的要地が多い。）の頃渋川氏に与えられたのであろう。渋川氏の家格は、斯波・石塔・一色氏と同格で、足利氏と最も近い間柄であること、渋川義季の妹が、足利直義の室となっていたことから瀬戸内海の要である、鞆を念頭においての配慮の結果のようである。

尚、沼隈町中山南の光照寺の寺伝として、「健保四年（一二一六）明光上人が開創したといわれている。当時の将軍、源実朝より寺領として山南の庄を賜わる。」とされているのに、『常楽台主老納一期記、下』には「存覚六十三才、文和元年十月之頃、性覚・明光（甘縄了円）等於御廟参詣之所申云」と明光が京都の本願寺に参詣のため来たとしている。存覚は京都仏光寺・山南光照寺等の「一流相承系図」の筆者であるとき

れていて、明光が百数十年も長生きしたとは考え難く、光照寺の寺領と開創年代の寺伝は信用できない。

渡辺氏の山田村への入部について、『渡辺氏系図算輯』からは、南北朝時代に備後との関係を示す史料は見出せない。しかし、「嵯峨源氏渡辺系図」の渡辺越中守兼の項に「山名俊豊殿（延徳三年備後守護）備後亭原城（尾道市原田町小原）住、後同国沼隈郡山田一乗山城築城ス、（中略）京都以来所々抽軍忠因テ、坪生五ヶ・藁江青木・木庄正枝・山北、一行（書状一通）山名家ヨリ賜、後木梨方敵方現形砌一分ニテ同国亭原へ押上り、要害ニ取誘シ十ヶ年在城、亭原度々合戦備中衆引請取相及、両宮吉和山へ引請一戦ス、雖有届我息山田ハ木梨方知行ノ条替候テ当郷へ漸入、一万六千貫ノ宮ヲ敵ニシテ一城築在身候。」とあり、また「渡辺氏系図」の越中守兼の項にも「属山名俊豊備後自草戸同国亭原城住ス、後同国沼隈郡山田夕目之城（甲谷城）ニ住ス、又同所之一乗山築城住。」と記している。

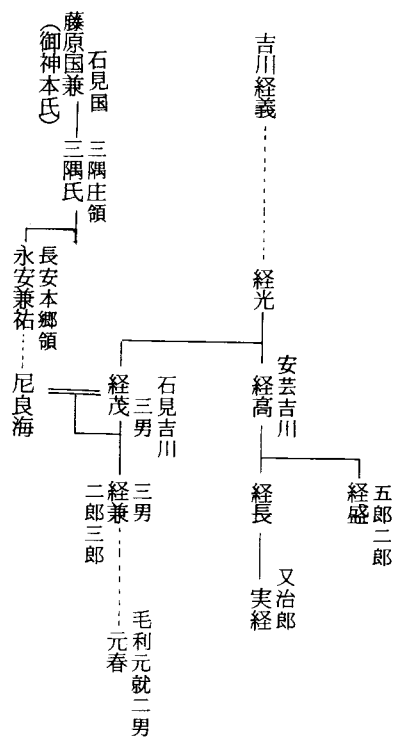
もう一つ参考として鶴寶文庫の『草戸明細記』には、
「渡辺氏之事、

先祖渡辺信濃守高ハ應永十二酉年三月十六日ニ草出村ニ来リ住居すと云、渡辺氏の古屋敷を土居と云、信濃守之孫越中守兼迄住居ス、越中守兼ハ、日親上人ニ受法し、大曼荼羅三幅之宝物を頂戴し国ニ帰り寺縁之地を撰ミ一寺を建立せんとす、其頃将軍之命ニ背きし、官民部左衛門尉藤原信定元近を打取る。此信定が父を伊勢守定親と云、菩提所ニ定親坊と云一寺を建つ、越中守兼定親坊を再興して広昌山常国寺と改む、越中守兼ハ

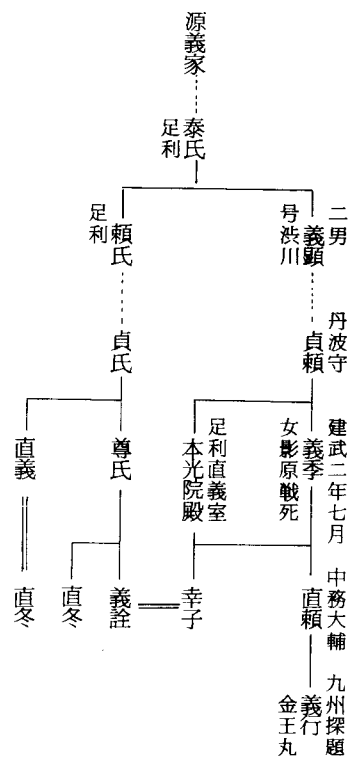
永正十六卯年（一五一九）山田村之一乗山城を築きて是に移る。何れにしても渡辺氏が文明年中に山田村を領有したとする説は、諸系図からは肯定することができない。

九州探題の渋川氏と、備後守護の山名氏共に家運は衰え、備後には大内氏と尼子氏の勢力が進出する混乱期に、木梨（杉原）・宮・渡辺氏の間で山田村を巡っての争いは、果してどのように展開していったのだろうか。

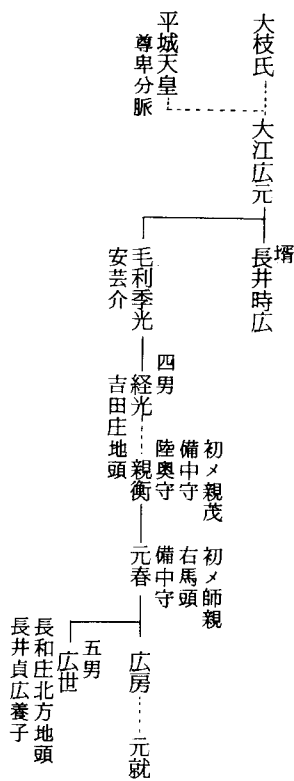
吉川氏略系図



足利氏 渋川氏 略系図



毛利氏略系図



嵯峨源氏渡辺系図

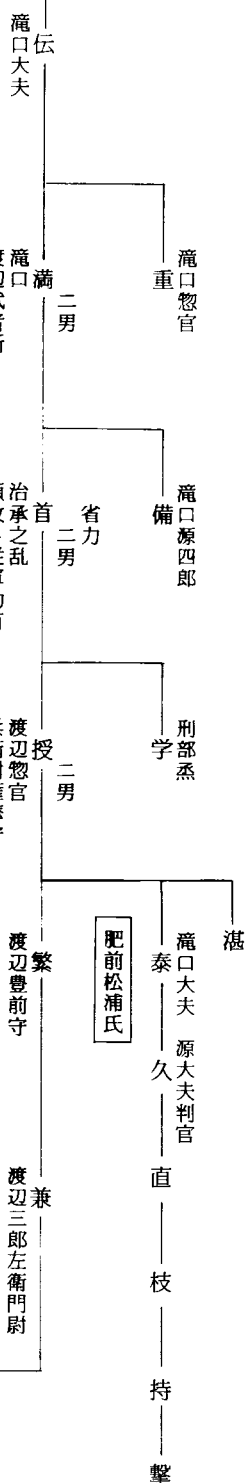
尊卑分脉
読史総覧、肥前松浦氏
渡辺氏系図算輯

嵯峨天皇 — 源融

渡辺ヲ称ス

久 鎮西松浦

正 二男
安 瀧口大夫



經 渡辺三郎左衛門尉
企 瀧口左衛門尉
基 中屋兵衛尉
持 渡辺ヲ称ス
忠 刑部左衛門
直 四郎左衛門
近 四郎二

高 信濃守
明徳二年生
応永十二年長和庄来住
嘉吉元年卒、空山
嘉吉三年一本古城記
母 佐々木左近高家女
室 三谷氏
兼 信濃守
応永二十二年生
文明九年卒、宗慶
室 林因幡亮女
家 信濃守
享徳元年生
永正六年卒、蓮心
室 宮若狭守女
村 上右京亮女
兼 越中守
文明二年生
文明十七年上京
長享元年帰国
永正十六年一乘山城に移
享禄三年『渡辺先祖寛書』
天文十五年卒、日端
室 渡辺飛彈守女